

【離婚した場合】
※離婚後速やかに市に提出

添付書類として、戸籍全部事項証明書、
もしくは離婚届受理証明書が必要となります。

教育・保育給付認定変更申請書

(あて先) 川口市長

令和7年 1 月 15 日

郵便番号 332 - 8601

住 所 川口市

ふりがな かわぐち はなこ

認定者氏名 川口 花子

生年月日 H2 年 1 月 1 日

個人番号 記入不要

電話番号 090(1111)1111

保護者情報及び記入日を
記入してください



次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の変更を申請します。

申請に係る小 学校就学前の 子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	認定者との続柄
	かわぐち たろう 川口 太郎	R5 年 4 月 2 日生	男・女	子
個人番号	記入不要			

①下記の教育・保育給付認定情報のうち、該当するものすべてに○を付して下さい。添付書類については、裏面をご確認下さい。

変更希望月	令和 7 年 2 月 から ※認定の変更は当申請書を提出した日が属する月の翌月以降でないとできません。 (当月中の変更はできません)
変更理由	結婚・離婚・その他() . . . ②へ記入
	同居者の変更(増 ・ 減) . . . ③へ記入
	事由(認定)の変更・必要量(認定)の変更 . . . ④へ記入
	区分(認定)の変更(1 号→2 号 ・ 2 号→1 号) . . . ④へ記入(1 号→2 号の場合のみ)
	育休期間の変更・復帰：令和 年 月 日復帰予定 . . . ④へ記入

- ・事 由 の 変 更 . . . 保育の利用を必要とする理由の変更
- ・必 要 量 の 変 更 . . . 保育標準時間・保育短時間の変更
- ・1 号→2 号の変更 . . . 保育所等での保育を希望に変更(幼稚園との併願を含む。)
- ・2 号→1 号の変更 . . . 幼稚園等での利用を希望に変更(保育所等は希望しない。)

②変更箇所のみご記入下さい。

	変更前	変更後
ふりがな		
児童名		
ふりがな		
保護者名		

③同居者の増・減がある場合のみご記入下さい。

同居者の 変更	ふりがな	かわぐち けんたろう	増・減	生年月日	H 1 年 3 月 1 4 日 (満 3 6 歳)
	氏 名	川口 健太郎	続柄 (父)	個人番号	記 入 不 要
	ふりがな		増・減	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名		続柄 ()	個人番号	
	※保護者が増える場合は、下記の必要書類を添付して下さい。				
1. 保育の必要性の事由を証明する書類 2. 市・県民税(非)課税証明書(税書類)					

④変更箇所のみご記入下さい。

※ 2 号から 1 号への変更の場合は、記入不要です。

保育の利用を 必要とする 理由	続柄	必要とする理由	備考
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待や DV のおそれ ☐ 保育所等利用中で育児休業を取得する場合 ☐ その他市長が認める場合 ()	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待や DV のおそれ ☐ 保育所等利用中で育児休業を取得する場合 ☐ その他市長が認める場合 ()	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☐ 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日		主な利用時間
	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土		時 分から 時 分まで
希望認定時間	保育標準時間 ・ 保育短時間		

●添付書類

- ・ 結 婚 の 場 合・・・「婚姻」の記載のある戸籍謄本等・相手方の保育の必要性の事由を証明する書類・税書類
- ・ 離 婚 の 場 合・・・「離婚」の記載のある戸籍謄本等
- ・ 同居者が増える・減る場合・・・添付書類不要（例外あり）
- ・ 事 由 の 変 更 の 場 合・・・該当者の保育の必要性の事由を証明する書類
- ・ 1 号→2 号の変更の場合・・・保護者の保育の必要性の事由を証明する書類
- ・ 2 号→1 号の変更の場合・・・添付書類不要

※ 3 号から 2 号への変更については、職権修正となりますので変更申請書の提出は必要ありません。

※施設を利用中の方は、施設を経由して提出していただくことが可能です。

* 市記載欄

認定区分等	☐ 1 号 ☐ 2 号 (☐ 標準時間 ☐ 短時間) ☐ 3 号 (☐ 標準時間 ☐ 短時間)
認定事由	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待や DV のおそれ ☐ 保育所等利用中で育児休業を取得する場合 ☐ その他市長が認める場合 ()
認定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受付	入力	確認 (認定)	確認 (保育料)